

## JCB Linkプラン利用規定

本規定中の「当社」は、別途ご案内しているJCB グループカード会社となります。加盟店契約等（第1条に定める）の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシーピーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

### 第1条（目的）

「JCB Link プラン利用規定」（以下「本規定」という）は、加盟店と当社およびJCB（以下「両社」という）間の、JCB所定のJCB加盟店規約、JCB通信販売加盟店規約、もしくはJ-Debit（ジェイデビット）取扱加盟店規約、その他JCB所定の決済手段に関する規約等（これらに付帯する特約等を含む）にかかる加盟店契約（これらの内容に準じる契約書形式の加盟店契約を含み、以下総称して「加盟店契約等」という）に基づく当社の加盟店に対する支払いにつき、加盟店が第2条に定める「Linkプラン」を利用する場合の利用方法および遵守事項につき定めるものです。なお、本規定は、「JCB Link」の対象とならない加盟店および包括代理契約における加盟店に対しては適用されないものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規定における用語の意味は、別段の定めがない限り、次に定めるものとします。なお、本規定に定めがない場合は、加盟店契約等の定めに従うものとします。

- 「Linkプラン」とは、加盟店のうち、本規定を承認のうえ第3条に基づき両社所定の方法により申込み、両社が承諾した者に対し、加盟店契約等に定める手数料率または割引料率（以下総称して「手数料率等」という）として、Linkプラン特別料率を適用する「JCB Linkプラン」をいいます。
- 「JCB Link」とは、JCB所定の「JCB Link利用規定」（以下「JCB Link規定」という）に定める「JCB Link」をいいます。
- 「支払いサイト」とは、加盟店契約等に基づき、当社と加盟店との間で成立する立替払契約または当社による加盟店からの債権買取りの対象となる売上債権の締切日から支払日までの期間をいいます。
- 「Linkプラン特別料率」とは、本規定に基づきLinkプランを利用する加盟店に適用される両社が別途定める手数料率等をいいます。
- 「規定料率」とは、Linkプランの適用終了後に適用される両社が別途定める手数料率等をいいます。
- 「早期払いサービス」とは、「JCB 早期払いサービス利用規定」に基づき加盟店契約等に定める支払いサイトを、JCB所定のスケジュール（月間5回または日次）に変更する「JCB 早期払いサービス」をいいます。

### 第3条（Linkプランの申請・承諾・適用開始日等）

- 加盟店は、Linkプランの適用を希望する場合、本規定を承認のうえ、両社所定の方法をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、Linkプランを適用するためには、Linkプランの登録のみならず、JCB Linkの利用登録も必要となります。加盟店は、当該申請時において加盟店が既にJCB Linkの利用登録が完了している場合を除き、JCB Linkの利用登録を別途申請するものとします。
- 両社は、前項の加盟店のLinkプランの申請を承諾した場合、これを登録します。当該登録およびJCB Linkの利用登録全ての完了をもって、加盟店に対し、本規定が適用されるものとします。
- 両社は、Linkプランの登録完了およびJCB Linkの利用登録完了後、初めて到来する締切日（以下「初回締切日」という）に属する売上債権の立替払いまたは債権譲渡からLinkプランが適用されます。
- 新規加盟希望者は、加盟申込と同時にLinkプランの申請（以下「新規加盟同時申込」という）を行うことができるものとします。また、新規加盟同時申込においては早期払いサービスの申込もあわせて行うことができるものとします。

### 第4条（Linkプラン）

Linkプランの内容は、次のとおりとします。

#### (1) 手数料率等

加盟店契約等に基づく手数料率等は、両社と加盟店との間で別途合意した場合を除き、Linkプラン特別料率が適用されます。

#### (2) お振り込みのご案内

JCB Linkをご利用いただきます。郵送による通知は行いません。

#### (3) 適用対象

- 申請時に加盟店が指定した支払先番号に紐づく加盟店番号が対象となります。
- 新規加盟同時申込の場合は、当該加盟店に付与される支払先番号に紐づく加盟店番号が対象となります。
- Linkプランの適用対象となる決済手段は、加盟店契約等に定める決済手段のうち、両社が提供する全てのものとなります。

#### (4) 支払いサイト

Linkプランの対象となる支払いサイトは、両社が別途定める場合を除き、加盟店契約等の定めのとおりとなります。なお、加盟店がこれと異なる支払いサイトを希望される場合、両社は、Linkプランの申請を承諾しない場合があります。

### 第5条（Linkプラン適用終了）

- 加盟店が次のいずれかの条件に該当した場合は、Linkプランの適用は終了となります。なお、Linkプランの適用が終了する場合であっても、JCB Linkの利用登録および早期払いサービスは終了となりません。加盟店がJCB Linkの利用登録、早期払いサービスの終了を希望する場合、加盟店は、別途、JCB Link規定、JCB 早期払いサービス利用規定に基づき解約するものとします。
  - 加盟店がお振り込みのご案内の郵送を希望した場合（JCB Link規定に基づき、両社によってJCB Linkが一時停止または中止された場合において、お振り込みのご案内が郵送される場合を除く）
  - 加盟店がJCB Linkの利用登録を解約し、またはその利用登録を抹消される事由が発生した場合
  - 加盟店契約等が終了した場合
  - その他、両社がLinkプランを適用できないと判断した場合
- 前項よりLinkプランの適用が終了した場合、両社は、加盟店に対し、両社所定の方法によって、その旨を通知します。
- Linkプランの適用が終了した場合、Linkプラン適用前の手数料率等にかかわらず、Linkプランの適用終了後初めて到来する締切日に属する売上債権の立替払いまたは債権譲渡から、規定料率が適用されるものとします。

### 第6条（免責）

- 両社は、両社に故意または過失がある場合を除き、Linkプランの適用に起因または関連して生じた加盟店の損害について、一切責任を負わないものとします。
- 前項の定めにもかかわらず、両社がLinkプランの適用に起因または関連して加盟店に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は両社の行為により加盟店に通常生ずべき損害（ただし、逸失利益を除く）に限られ、加盟店は、特別な事情によって加盟店に生じた損害の賠償を請求することができないものとします。

### 第7条（禁止事項）

加盟店は、本規定に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡、質入れ等をしてはならないものとします。

### 第8条（本規定の変更）

- 両社は、加盟店への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合両社は当該変更について、すみやかに、Eメール、インターネットサイト等の方法により、加盟店に公表または通知します。
- 両社が本規定の変更内容を通知または公告した後において、加盟店が信用販売または通信販売を行った場合、加盟店は新しい規定を承諾したものとみなすものとします。

(JWP01・20250818)